

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項（定期監査）及び第7項（財政援助団体等監査）の規定により執行した監査について、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和7年10月31日

桑名市監査委員
藤本直記
日佐龍雄
成田久美子

令和 7 年度
(前期分)

定期監査等結果報告書

桑名市監査委員

目 次

1. 定期監査

(1) 監査実施年月日、監査の対象、実施場所	1
(2) 監査の方法	1
(3) 監査の主眼	1
(4) 監査の結果	1
(5) 意見・要望	2

2. 財政援助団体監査

(1) 監査実施年月日、監査の対象、実施場所	2
(2) 監査対象補助金	2
(3) 監査の方法	3
(4) 監査の主眼	3
(5) 監査の結果	3
(6) 意見・要望	3

令和7年度定期監査等結果報告書

1. 定期監査

(1) 監査実施年月日、監査の対象、実施場所

実施年月日	監査の対象	実施場所
令和7年5月7日	多度地区市民センター (多度まちづくり拠点施設)	同 左
6月2日	大和小学校、大成小学校(成徳南幼稚園)、 陵成中学校、長島中学校	同 左
6月3日	長島北部小学校、 精義小学校、城南小学校	同 左

*上記以外の地区市民センター、幼稚園、小学校、中学校については、監査調書の提出をもって監査を実施した。

(2) 監査の方法

桑名市監査基準に準拠し、令和6年度の事務事業の実施状況について、あらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき、予算の執行状況、関係諸帳簿、証拠書類等との照合、点検等を行うとともに、所長・校長等から主な事務や事業について、概要の説明及び過去の指摘事項の是正・改善の顛末を聴取することにより監査を実施した。

(3) 監査の主眼

監査実施計画に掲げる内容を主眼として実施した。

- ・財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
- ・経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか。
- ・事務の執行が、合理的かつ効率的に行われ、法令や例規等の定めるところに従って適正に行われているか。

なお、現金及び預金等の取り扱い状況を重点項目とした。

(4) 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行について、所定の監査調書と関係諸帳簿、証拠書類等と照合・点検したところ、合理的かつ効率的な執行と管理が行われており、本報告書に「意見・要望」と記載したもののはかは、概ね適正と認められ、公表すべき重大な不備は見られなかった。

なお、監査時に気付いた事務処理上の軽微な事項については、その都度口頭あるいは文書で通知し、期日を設けて是正・改善状況の報告を受けた。

(5) 意見・要望

(多度地区市民センター)

- 特に指摘する事項は認められない。引き続き適正な事務の執行に取り組まれたい。

(多度まちづくり拠点施設)

- 特に指摘する事項は認められない。引き続き適正な事務の執行に取り組まれたい。

(市立小学校・中学校・幼稚園)

ア) 合規性・正確性からの観点

- 支払事務にあっては、複数人で確認した後に支出するよう改められたい。

イ) 3E（経済性、効率性、有効性）からの観点

- 理科薬品の管理において、管理簿の記入漏れなどが散見された。管理簿を活用することで薬品の適正な管理、過剰在庫を防ぐことに繋がるため積極的に活用されたい。

(教育委員会事務局)

ア) 合規性・正確性からの観点

- 小・中学校への補助金等交付事務において、書式が旧様式のまま発行されていた。交付事務の都度、関係する例規等を確認し最新の様式を用いるよう改められたい。

イ) 3E（経済性、効率性、有効性）からの観点

- 小・中学校への補助金等交付事務において、申請された交付金の使途が当該補助金の目的等に合致するものであるか精査し、補助金を効果的に活用されたい。

2. 財政援助団体監査

(1) 監査実施年月日、監査の対象、実施場所

実施年月日	監査の対象	実施場所
令和7年7月4日	公益社団法人 シルバーパートナーズセンター	公益社団法人 シルバーパートナーズセンター

(2) 監査対象補助金

補助金の名称	令和6年度 交付額
高齢者労働能力活用事業費補助金	16,000,000円

(3) 監査の方法

桑名市監査基準に準拠し、令和6年度の事務事業の実施状況について、あらかじめ提出を求めた所定の監査調書や関係書類に基づき、当該補助金に係る関係諸帳簿、証拠書類等を照合・調査する方法で監査を実施した。

(4) 監査の主眼

市が財政的援助を行っている団体に対し、当該補助金に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、所管部局の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかを主眼とした。

(5) 監査の結果

令和6年度に市が補助金を交付した事業について、事前に提出を求めた監査調書とともに、関係諸帳簿、証拠書類等について関係者から説明を聴取して監査を実施した結果、本報告書に「意見・要望」と記載したもののはかは概ね適正と認められ、公表すべき重大な不備は見られなかった。

なお、監査時に気付いた事務処理上の軽微な事項については、その都度口頭あるいは文書で通知し、期日を設けて是正・改善状況の報告を受けた。

(6) 意見・要望

(公益社団法人 桑名市シルバー人材センター)

ア) 合規性・正確性からの観点

- ・ 購入された切手等の一部について郵券等受払簿に記載されていない事案が散見された。
郵便切手や収入印紙等は現金への換金が可能であることから受払簿の管理を徹底されたい。

イ) 3E(経済性、効率性、有効性)からの観点

- ・ 財務規程に定める物品等の管理において帳簿内において数量が一致しないものが散見されたことから帳簿と現物の照合を行い、備品・消耗品等が過度に重複しないように整理されたい。

(介護高齢課)

ア) 合規性・正確性からの観点

- ・ 市が交付した補助金がその目的に沿って適切に使われているか確認する必要があることから、「桑名市高年齢者労働能力活用事業補助金交付要綱」第9条の規定に基づき、他の経理と区分して、帳簿を備え補助金の使途を明らかにされるよう指導されたい。

イ) 3 E (経済性、効率性、有効性) からの観点

- ・当該補助金における実績報告の際には、他の経理と区分された帳簿を提出させることで効率よく審査を実施することができると思われるため、規定に基づいた帳簿を活用されたい。